

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市余熱利用健康増進センター条例（平成13年条例第39号）第10条	使用料の減免	クリーンセンター

- 1 審査基準は、別添の盛岡市余熱利用健康増進センター使用料減免基準（平成14年3月18日市長決裁）に定める基準を審査基準とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。